

広報

なまあしま



すな おな えが おのしま

Communication & Public relations



contents

- 02 今年1年のあゆみ
- 03 税務課からのお知らせ
- 04 財政事情の公表
- 06 人事行政の運営状況
- 08 カメラレポート
- 09 住民福祉課からのお知らせ
- 13 ふれあい診療所からのお知らせ
- 14 教育委員会からのお知らせ



町の人口 | 12月1日現在(先月比) 世帯数/1,576(-8) 人口/3,097(-8) 男/1,583(-5) 女/1,514(-3) 町の面積 | 14.22km²
住民基本台帳法の一部を改正する法律により、人口は、外国人の方を含めた人数となっています。

直島HP / <http://www.town.naoshima.lg.jp> E-mail / somu1@town.naoshima.lg.jp

「平成から令和を顧みて」(今年1年の回顧録)

直島町長 小林 眞一

昔から「光陰矢の如し」と言われておりますが、1年が過ぎるのは本当に早いものと感じております。

今年1年、役場はサービス業であるということを感じ、職員と共にさまざまな行政課題に向き合ってきましたが、1年間の事業について、簡単に振り返りたいと思います。

○新しい時代の幕開け

3月末まで「M・T・S・H(明治・大正・昭和・平成)」のアルファベット以外で新元号が何になるか皆様に予想されたことと思いますが、4月1日に新元号が発表され、5月1日から新たな時代となる「令和」がスタートしました。

また、10月22日には即位礼正殿の儀が盛大に執り行われ、世界中に新天皇の即位を知らしめました。この式典にモナコ公国のアルベール2世大公も招かれており、かねてから大公ご本人も直島を訪れたことへの希望があったことから、今回、当町にお越しいただくこととなりました。

町内視察では、赤かほちゃ・直島ホール・地中美術館などの建築・アート施設などをご案内し鑑賞いただきました。今回の来訪には2人のお子様も同行されており、大公が視察をされている間、幼児学園で園児と楽しく遊ばれたことが、公妃のインスタグラムで紹介されています。

○町営バスについて

住民の利便性の向上を目指し、以前から要望がありました石場町への町民

専用バスの乗り入れが含まれた運行が、6月1日から開始されました。

運行ルートが、石場町の先端にある水門で折り返すようになったため、乗車時間が少し長くなっていますが、今まで以上に町民専用バスの利活用をよろしく願っています。

○高等学校生徒通学航路費等補助金の拡充について(四国汽船運賃補助)

これまでの高校生の通学航路費等の補助につきましては、定期券の購入費のみが対象でしたが、朝6時45分発高松行きの高速旅客船に乗りなれば通学できない場合は、乗船切符の購入費に対しても定期券を購入した場合と同率の6割を補助できるよう条例を改正し、10月1日から実施いたしました。

これは、高校進学の際、希望校の選択も広げることが可能となるほか、子育て世帯の保護者の負担軽減となるよう制度を拡充したものであります。子どもたちには、この制度を活用し、自分の夢を存分に追いかけてほしい、と願うものであります。

○つり公園について

つり公園では、今年度、夜釣りを再開するなど多くの方にご利用いただけるよう経営改善に努めてまいりましたが、8月15日の台風10号により、施設が壊滅的な被害を受けました。

このため、現在は休園中であり、なんとか早期に営業再開したいと検討を進めておりますが、復旧に多額の費用が必要なことから、復旧方法等に大変

苦慮しています。今後、議会とも協議し、早急に結論を見いだしたいと考えております。

○幼児教育の無償化について

国の政策による幼児教育の無償化が10月1日から実施され、子育て世帯の負担軽減が図られました。

なお、全国的には待機児童の増加が懸念されておりますが、当町では、待機児童対策を早めに講じていたこともあり、現在、待機児童はいません。今後もこの状態が維持できるように、引き続き努力していく所存であります。

しかしながら給食料につきましては、国でも様々な議論がなされましたが、徴収することとなったため、当町でも、保護者の皆様に負担していただくことになりましたので、ご理解くださるようお願いいたします。

○教育施設の整備について

これまで、幼児学園東側園舎(3歳児以上の保育室等)および給食センターには、空調機器が設置されておらず、急に熱中症対策等を講じる必要があったことから、それぞれの施設に空調機器を新たに設置いたしました。

このことにより、園児が快適に学園生活を送ることができるようになったほか、給食センターも職場の作業環境が大幅に改善され、食品の衛生管理や従業者の健康管理に大いに役立つものと考えております。

○瀬戸内国際芸術祭2019等について

第4回目となる瀬戸内国際芸術祭が4月26日の開会式を皮切りに、春会期・夏会期・秋会期の3会期に分けて開催されました。

また、これに合わせて、4月2日には倉浦海岸に李禹煥氏制作の「無限門」が、4月24日には本村の旧堺谷邸に三

分一博志氏制作の「The Naoshima Plan 2019」水」が完成披露され、アートの聖地・直島に新たな観光スポットが誕生しました。

しかしながら、今回は開幕当初が10連休のゴールデンウィークに重なり、非常に多くの来訪者が押し寄せ、当町がオーバーツーリズム状態となったため、町内および交通機関に混雑が発生しました。この件につきましては、住民の皆様方に大変ご迷惑をお掛けしましたことをお詫びいたします。

このほか、5月2日には横防・外ヶ浜に地元若者等で組織する「直島塾」制作の「休憩所」がオープンし、歩行者などに「憩いの場」を提供していただきました。これからも若い力を結集して頑張ってくださいようお願い申し上げます。

○宮ノ浦地区地震津波対策等について

宮ノ浦地区の海苔工場前に防潮堤を設置し、高潮等の発生時に居住地域に被害が及ばないように対策工事を実施いたしました。

このほか、宮浦港駐車場付近に排水ポンプを設置、住吉神社付近の排水路の改良など、排水対策の整備も合わせて今年度実施し、この一連の対策により、地域の皆様方への安心・安全対策も一段と向上できたと思っております。

以上、この1年を振り返ってまいりましたが、今回紹介した内容のほか、さまざまな事務事業が遂行できましたことは、町民皆様方のご理解・ご協力の賜物である、と深く感謝するとともに、役場職員一同を代表し、厚くお礼申し上げます。

最後になりますが、来たる令和2年が、皆様方にとって明るい1年となりますようご祈念申し上げます。



●●●●●●●●●● 税務課からのお知らせ ●●●●●●●●●●

高松税務署からのお知らせ

令和元年分 所得税等の **確定申告会場** は、**サンポート高松 高松シンボルタワー展示場 (ホール棟 1階)** です。

高松税務署内に
確定申告会場は
開設しません！

開設期間 2月17日(月)～3月16日(月)
(土・日・祝日を除く。2月24日(月・祝日)および3月1日(日)は開設します。)
受付時間 9:00～16:00 (混雑状況により、早めに受付終了)

●公共交通機関でのご来場にご協力ください。
高松シンボルタワーは、JR 高松駅から徒歩約3分、ことடன்高松築港駅から徒歩約5分
(注) 近隣の駐車場は有料です。(駐車料金は来場者ご自身のご負担となります。)

主な取扱業務	申告書作成	申告書提出	用紙配付	納税証明書	現金納付
高松シンボルタワー会場	○	○	○	×	×
高松税務署	×	○	○	○	○

確定申告電話相談センター

【1月17日(金)～3月16日(月)】

所得税、消費税、贈与税等の確定申告に関するご質問やご相談にお答えします。自動音声に従って「0」を選択してください。

(注) 申告手続きには、マイナンバーの記載、本人確認書類の提示または写しの添付が必要です。

～高松税務署からのお知らせ～ スマホで手軽に確定申告!!

① 確定申告会場は混雑してたけど… e-Taxは無理か…

マイナンバーカードはまだ取ってないし、ICカードリーダーライターなども持ってないよ。どうしよう…

②

そういう方でも大丈夫！
税務署で発行されるIDとパスワードがあれば e-Tax で申告できるんだ！
スマホでも申告OK！

ID・パスワード方式！



「ID・パスワード方式の届出完了通知」イメージ

ID・PWが目印

*** ID・パスワード方式の届出完了通知の発行について**
税務署において、職員と対面による本人確認を行った後に「ID・パスワード方式の届出完了通知」を発行しています。
発行を希望される方は、運転免許証などの本人確認書類をお持ちの上、税務署へお越しください。

国税庁ホームページ確定申告書等作成コーナーで作成した所得税等の確定申告データは、ID とパスワードを入力するだけで、自宅等から簡単に、電子申告をすることができます。

特に、令和2年1月から、2カ所以上の給与所得がある方、年金収入や副業等の雑所得がある方など、スマホ専用画面をご利用いただける方の範囲が広がりますのでぜひ、ご利用ください。

電子申告 (e-Tax) のご質問は、お気軽に、高松税務署までお問い合わせください。

お問い合わせ 高松税務署 代表 ☎087-861-4121(自動音声によるご案内。) / 役場税務課 ☎087-892-2296

～ 財政事情の公表～

直島町の財政事情を公表します。

ここに公表する財政事情は、令和元年9月30日までの令和元年度の直島町の予算がどのように使われているか、皆さんによく知っていただくためのものです。

項目に少し分かりにくい言葉もありますが、自分の家の家計簿を見るつもりでご覧いただき、誰もが明るく楽しい生活ができる直島のまちづくりに、ご理解とご協力をお願いします。

一般会計

支出状況調書

(単位 千円：%)

科 目	当初予算額	予算現額	支出済額	支出率
1 議会費	50,758	50,758	25,435	50.1
2 総務費	644,353	652,638	218,093	33.4
3 民生費	523,023	577,373	204,164	35.4
4 衛生費	439,906	440,491	76,720	17.4
5 労働費	6	6	0	0.0
6 農林水産業費	1,047,806	1,052,040	513,264	48.8
7 商工費	56,244	56,244	31,712	56.4
8 土木費	706,196	783,991	96,065	12.3
9 消防費	77,123	77,884	19,136	24.6
10 教育費	176,203	187,095	77,452	41.4
11 災害復旧費	18	18	0	0.0
12 公債費	361,867	361,867	179,723	49.7
13 諸支出金	3	3	0	0.0
14 予備費	10,000	8,285	0	0.0
歳出合計	4,093,506	4,248,693	1,441,764	33.9

(注)「予算現額」欄は、前年度からの繰越事業を含む。

収入状況調書

(単位 千円：%)

科 目	当初予算額	予算現額	収入済額	収納率
1 町 税	794,902	794,902	700,313	88.1
内 町 民 税	231,659	231,659	130,886	56.5
内 固 定 資 産 税	533,385	533,385	546,984	102.5
内 軽 自 動 車 税	11,858	11,858	12,163	102.6
内 た ば こ 税	18,000	18,000	10,281	57.1
2 地方譲与税	8,400	8,929	2,873	32.2
3 利子割交付金	1,200	1,200	278	23.2
4 配当割交付金	2,800	2,800	794	28.4
5 株式等譲渡所得割交付金	2,000	2,000	0	0.0
6 地方消費税交付金	71,000	71,000	38,454	54.2
7 自動車取得税交付金	2,500	2,500	1,008	40.3
8 環境性能割交付金	1	1	0	0.0
9 地方特例交付金	700	700	1,236	176.6
10 地方交付税	880,000	880,000	574,919	65.3
11 交通安全対策特別交付金	1	1	0	0.0
12 分担金及び負担金	26,453	26,453	10,209	38.6
13 使用料及び手数料	86,627	87,257	49,818	57.1
14 国庫支出金	66,613	75,665	29,079	38.4
15 県支出金	600,467	653,867	535,189	81.8
16 財産収入	6,518	6,518	2,329	35.7
17 寄附金	75,008	75,008	14,835	19.8
18 繰入金	685,708	685,708	0	0.0
19 繰越金	20,000	111,576	189,547	169.9
20 諸収入	512,608	512,608	4,327	0.8
21 町債	250,000	250,000	0	0.0
歳入合計	4,093,506	4,248,693	2,155,209	50.7

(注)「予算現額」欄は、前年度からの繰越事業を含む。



令和元年度 特別会計の状況調書

(単位 千円：%)

区 分	当初予算額	予算現額	収入済額	収納率	支出済額	支出率
国民健康保険事業特別会計	463,428	463,428	183,751	39.7	176,091	38.0
介護保険事業特別会計	397,393	398,965	183,500	46.0	171,107	42.9
診療所事業特別会計	271,686	271,686	71,094	26.2	124,884	46.0
後期高齢者医療事業特別会計	55,655	55,655	22,224	39.9	22,619	40.6
下水道事業特別会計	221,524	388,264	63,385	16.3	103,418	26.6
宅地造成事業特別会計	36,040	36,040	6,544	18.2	17	0.0
合 計	1,445,726	1,614,038	530,498	32.9	598,136	37.1

(注)「予算現額」欄は、前年度からの繰越事業を含む。

令和元年度 簡易水道事業会計の状況調書

(単位 千円)

区 分	収益的収支		資本的収支	
	予算額	執行額	予算額	執行額
収 入	466,637	203,124	86,328	0
支 出	459,141	205,608	301,664	67,102
収支差引	7,496	△ 2,484	△ 215,336	△ 67,102

令和元年度 町税住民負担額の状況調書

町 債 の 現 在 高

(単位 千円)

区 分	税 額	1人当り税額	1世帯当り税額
町 民 税	千円 216,519	円 69,597	円 136,089
固定資産税	551,491	177,271	346,631
そ の 他	22,482	7,225	14,129
合 計	790,492	254,093	496,849

人口3,111人 世帯数1,591戸

区分	借入先	金額	備 考	
普 通 会 計	財 務 省	2,983,641	一般公共事業債	42,604
			一般廃棄物処理事業債	87,160
			減税補てん債	3,343
			学校教育施設等整備事業債	67,000
			臨時財政対策債	958,486
			辺地対策事業債	669,983
			過疎対策事業債	855,656
			全国防災事業債	21,002
			病院事業債	278,407
	地方公共団体金融機構	197,000	緊急防災・減災事業債	197,000
	株 式 会 社 かんぽ 生 命 保 険	24,399	減税補てん債	6,602
			一般公共事業債	17,797
	株 式 会 社 ゆうちよ銀行	81,084	一般公共事業債	14,544
減税補てん債			1,796	
臨時財政対策債			64,744	
株 式 会 社 百十四銀行	26,732	臨時財政対策債	26,732	
		香川県農業協同組合	95,938	臨時財政対策債
特 別 会 計	財 務 省	841,769	下水道事業債	781,544
			辺地対策事業債(下水道)	46,734
			過疎対策事業債(下水道)	13,491
地方公共団体金融機構	275,531	下水道事業債	275,531	
企 業 会 計	財 務 省	1,840,834	簡易水道事業債	1,109,147
			辺地対策事業債(簡易水道)	726,872
			過疎対策事業債(簡易水道)	4,815
地方公共団体金融機構	66,703	簡易水道事業債	66,703	
合 計		6,433,631		

財産・公債及び一時借入金の現在高調書

区 分	面 積 ・ 金 額
土 地	894,510.15㎡
建 物	38,602.33㎡
有 価 証 券	0円
出資による権利	60,489,440円
基 金	2,306,000,000円
債 権	0円
一 般 現 金	410,000円
一 般 預 金	757,476,092円

平成30年度直島町人事行政の運営等の状況について

地方公務員法（昭和25年法律第261号）第58条の2及び直島町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成17年直島町条例第6号）第4条の規定に基づき、平成30年度の直島町の人事行政の運営等の状況の概要（抜粋）を公表します。

I 職員の任免に関すること

1 職員の任免

(1) 職員の任免状況

（平成30年度、単位：人）

区分	任用				退職		
	採用	昇任	降任	転任	定年	勸奨	自己都合その他
一般行政職	4	—	—	—	—	—	1
技能労務職	—	—	—	—	—	—	—
医療職	3	—	—	—	—	—	4
計	7	—	—	—	—	—	5

II 職員の給与に関すること

1 総括

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

区分	住民基本台帳人口 (平成31年1月1日)	歳出額A 千円	実質収支 千円	人件費B 千円	人件費率 B/A %	平成29年度の 人件費率 %
平成30年度	3,085人	4,014,786	143,926	639,506	15.93	15.17

(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

区分	職員数A 人	給与費				1人当たり 給与費 B/A 千円	類似団体平均 1人当たり 給与費 千円
		給料 千円	職員手当 千円	期末・勤続手当 千円	計B 千円		
平成30年度	61	229,039	89,862	95,003	413,904	6,785	5,502

(注) 1 職員手当には退職手当を含まない。
2 職員数は、平成30年4月1日現在の人数である。

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況（平成30年4月1日現在）

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額および平均給与月額の状況

一般行政職

区分	平均年齢	平均給料 月額	平均給与 月額	平均給与月額 (国比較ベース)
直島町	41.2歳	311,300円	402,881円	337,956円
香川県	43.9歳	328,971円	415,101円	361,588円
国	43.5歳	329,845円	—	410,940円
類似団体	40.5歳	291,314円	334,999円	317,269円

(注) 1 「平均給料月額」とは、平成30年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均である。
2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。
また、「平均給与月額（国比較ベース）」は、比較のため、国家公務員と同じベース（＝時間外勤務手当等を除いたもの）で算出している。

(2) 職員の初任給の状況

区分	直島町	香川県	国	
一般行政職	大学卒	179,200円	185,800円	179,200円
	高校卒	147,100円	151,500円	147,100円

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況

区分	経験年数10年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年	
一般行政職	大学卒	275,000円	369,300円	385,600円	403,700円
	高校卒	—	—	369,300円	380,600円

3 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数および給料表の状況

(平成30年4月1日現在)

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の給料月額	最高号給の給料月額
1級	主事、技師、保健師、保育教諭	5人	12.2%	142,600円	247,100円
2級	主任主事、主任技師、主任保健師、保育教諭	6人	14.6%	192,700円	303,800円
3級	主査、副園長、主幹保育教諭	7人	17.1%	228,900円	349,600円
4級	係長、副園長、主幹保育教諭	3人	7.3%	262,000円	380,600円
5級	課長、局長、室長、次長、事務長、主幹、園長、課長補佐、室長補佐、次長補佐	15人	36.6%	288,000円	392,600円
6級	課長、局長、室長、次長、事務長	5人	12.2%	318,500円	409,800円

(注) 1 直島町の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。
2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

直島町	香川県	国
1人当たり平均支給額 (平成30年度) 1,514千円	1人当たり平均支給額 (平成30年度) 1,738千円	—
(平成30年度支給割合) 期末手当 2.60月分 勤勉手当 1.85月分 (1.45)月分 (0.90)月分	(平成30年度支給割合) 期末手当 2.60月分 勤勉手当 1.85月分 (1.45)月分 (0.90)月分	(平成30年度支給割合) 期末手当 2.60月分 勤勉手当 1.85月分 (1.45)月分 (0.90)月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～15%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 10～25%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 10～25%

(注) () 内は、再任用職員に係る支給割合である。

(2) 退職手当

(平成30年4月1日現在)

直島町			国		
(支給率)	自己都合	勤奨・定年	(支給率)	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	19.6695月分	24.586875月分	勤続20年	19.6695月分	24.586875月分
勤続25年	28.0395月分	33.27075月分	勤続25年	28.0395月分	33.27075月分
勤続35年	39.7575月分	47.709月分	勤続35年	39.7575月分	47.709月分
最高限度額	47.709月分	47.709月分	最高限度額	47.709月分	47.709月分
その他の加算措置	・定年前早期退職特例措置 (2%～20%加算)		その他の加算措置	・定年前早期退職特例措置 (割増率2～45%)	
1人当たり平均支給額	707千円				

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、平成30年度に退職した職員に支給された平均額である。

5 特別職の報酬等の状況

(平成30年4月1日現在)

区分		給料月額等	
給料	町長	715,000円 (715,000円)	(参考) 類似団体における最高/最低額 840,000円 / 416,500円
	副町長	535,000円 (535,000円)	705,000円 / 415,000円
報酬	議長	248,000円 (248,000円)	395,000円 / 160,000円
	副議長	206,000円 (206,000円)	310,000円 / 140,000円
	議員	191,000円 (191,000円)	290,000円 / 130,000円
期末手当	町長	(支給割合)	
	副町長	2.60月分	
退職手当	議長	(支給割合)	
	副議長	2.60月分	
退職手当	町長	(算定方式) 退職の日における給料月額×勤続期間 の月数(48月を超えるときは、48月)× 支給割合(町長36.5/100、副町長22/100)	(1期の手当額) 12,526,800円 5,649,600円
	副町長		(支給時期) 退職した日から起算 して1月以内
	備考		

(注) 1 給料及び報酬の () 内は、減額措置を行う前の金額である。
2 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額および支給率に基づき、1期(4年=48月)勤めた場合における退職手当の見込額である。

11月2日(土)・3日(日)

教育文化祭

西部公民館にて教育文化祭が開催されました。幼児学園の園児・小・中学校の児童・生徒の作品の他、生け花、書道、パッチワークや写真・絵画など、たくさんの作品が展示されました。また、バザーやお茶席、カフェブースなどもあり、多くの来場者でにぎわいました。



11月6日(水)

中学校 1 日体験議会

役場議場にて中学校 1 日体験議会が開催されました。一般質問に立った生徒たちは、まちづくりについて身近に感じていることを質問し、町執行部は本会議さながらに答弁を行いました。



11月10日(日)

寺川綾水泳教室

総合福祉センタープールにて体育協会主催のスポーツ教室が開催されました。今年はロンドン五輪銅メダリストの寺川綾さんをお招きし、子どもたちに水泳を指導していただきました。教室では、速く泳ぐ方法はもとより、スポーツを楽しむこと、自分で考えることの大切さを伝えていただき、子どもたちにとって貴重な経験となりました。





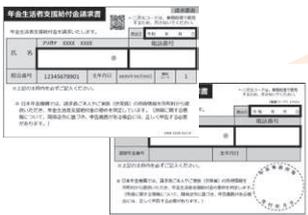
●●●●●●●●●● 住民福祉課からのお知らせ ●●●●●●●●●●

年金 給付金 至急! 年金生活者支援給付金の手続きをお忘れなく!



■10月から始まった年金生活者支援給付金については、日本年金機構から請求手続きのご案内が9月以降に送られています。

※茶色の封筒で届いている方や、65歳で年金の請求をする方などにもご案内が届いています。
※ご案内が届いていない場合でも、世帯構成等が変更となった場合などは受給できる可能性があります。



【はがき形式の請求書】
氏名など記入



■手続きが遅れると、10月分からの給付金を受け取ることができなくなってしまいます。
お早めに請求書(はがき)を提出してください。

※A4の請求書が届いている方は年金事務所へ郵送してください。

12月27日 必着です!

▶詳しくは、給付金専用ダイヤルまたは年金事務所へお問い合わせください。
『給付金専用ダイヤル』: 0570-05-4092 (ナビダイヤル)

! 日本年金機構や厚生労働省を装った不審な電話や案内にご注意ください。
日本年金機構や厚生労働省から、口座番号をお聞きしたり、手数料などの金銭を求めることはありません。

出張年金相談を開催します

街角の年金相談センター高松(オフィス)による年金相談が開催されます。

- 開催日 12月19日(木)
- 場所・時間
 - ・役場(1階会議室) 9:30~12:30
 - ・西部公民館(研修室) 13:00~16:00
- 相談内容
 - 年金見込額、繰り上げ・繰り下げ、在職老齢年金、雇用保険との調整等
- 年金請求・各種手続
 - 老齢年金、遺族年金、障害年金、住所・口座変更等
- 持参する物
 - 免許証・年金手帳・年金証書・振込通知書など相談者本人であることが確認できるもの
 - マイナンバーが分かるもの(マイナンバーカード、マイナンバー通知カード等)
 - ※代理の人がご相談に来られる際には委任状および依頼を受けたご本人であることが確認できる書類(免許証等)が必要です。

国民年金や厚生年金等の年金加入期間を確認し、将来的な年金額や遺族年金を請求した場合の年金額の算出ができるなど、年金事務所と同等のサービスが受けられます。

町内で各種手続きが可能ですので、お気軽にご相談ください。



お問い合わせ 住民福祉課 ☎087-892-2226



住民福祉課からのお知らせ

新しい民生委員・児童委員が決まりました

～民生委員・児童委員は、身近な相談相手です～

『民生委員・児童委員』は、『民生委員法』および『児童福祉法』の規定により、地域の中から厚生労働大臣に委嘱されたボランティアとして活動する非常勤の公務員です。

その活動内容は、社会福祉の増進のために、地域住民の立場に立って、生活や福祉全般の相談・支援活動などを行うことです。

委員には「守秘義務」があり、地域の皆さんから受けた相談内容、個人情報などの秘密は守られます。身近な相談相手として、生活の中で気になっていることがありましたら、お気軽にご相談ください。

【任期：令和元年12月1日～令和4年11月30日】

(氏名)	(担当地区)
高木 和夫	積浦
中根智恵子	東町・中町・西町・戎加茂・向島
菊地ゆかり	石場町・納言様・文教区
奥山 尚久	宮ノ浦1・2区
水野真理子	宮ノ浦3・4区

(氏名)	(担当地区)
小林 國彦	宮ノ浦5～7区
大林 里美	宮社・鷲ノ松・オノ神・ヘキ
濱本 鐵雄	屏風島
堀口 容子	町全域 (主任児童委員)
山田ゆかり	町全域 (主任児童委員)

ホットアドバイス ～理学療法士からリハビリテーションについて～

『下肢の運動』

理学療法士の岩下です。

前回までは上肢の運動を紹介してきました。これからは下肢の運動を紹介していきたいと思います。

まずは椅子に座っての運動です。背もたれに背中を付けないように少し浅く座り、背筋を伸ばします。股関節や膝が90度になるように座ってください。そこから交互に足ぶみを行います。この運動の効果として、股関節の深い筋肉（インナーマッスル）を刺激することができ、下腹部のぽっこりお腹にも効果があると言われています。この運動を繰り返すことで日常生活における活動動作では、トイレでの排泄の際の姿勢や歩行時の姿勢、階段昇降の姿勢などに役立つと考えられます。

また、座った姿勢から膝をゆっくり伸ばすことで太もも前面の筋肉を使うことができます。日常生活では、立ち上がりや立ったままの姿勢の安定性に大変重要な筋肉になります。ですので、太ももの

筋肉は必ず運動するようにしましょう。90度に曲がったところから膝を伸ばしきる所まで動かすことで太ももの前面の筋肉を使うことができます。

下肢は上肢に比べ筋肉が大きいので、なかなか疲れにくいですが、そのため回数よりどれだけ連続してできたか、時間で測定していただければと思います。

足ぶみでは3分間。膝を曲げたところから交互に伸ばす運動も片足10秒くらいかけて3分間を目指してみたいはいかがでしょうか。

リハビリテーションについて詳しく知りたい方は、**住民福祉課**へお問い合わせください。



お問い合わせ 住民福祉課 ☎087-892-2223 (上記事)・3400 (下記事)

ふれあい診療所からのお知らせ

12月 泌尿器科外来診療日

12月24日(火) 午前中のみ

受付 8:30~11:30
診察 9:15~12:00

No.149

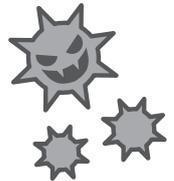
ふれあい健康コラム

ふれあい診療所
医師 須藤 雄也



冬に増えるノロウイルス感染

ノロウイルスはヒトの小腸の粘膜で増殖するウイルスです。冬を中心に、年間を通して胃腸炎を起こします。原因としては、特にカキを含む二枚貝が多く報告されており、感染した人の便や吐しゃ物への接触などにより二次感染を起こすこともあります。感染した人が用便後の手洗いが不十分なまま料理をすると、食品がウイルスに汚染され、その食品を食べることにより、感染が引き起こされるおそれがあります。



症状

潜伏時間は24~48時間で、吐き気、嘔吐、下痢、腹痛、発熱が主症状です。通常3日以内で回復します。感染しても全員が発症するわけではなく、発症しても風邪のような症状で済む人もいます。また、抵抗力が落ちている人や乳幼児では比較的少ない数のノロウイルスでも発症することがあります。

治療と予防

インフルエンザに対する抗ウイルス薬のようなノロウイルス特有の治療薬はなく、予防が大切です。治療の基本となるのは対症療法で、脱水症状を防ぐために十分な水分補給を行い、栄養を摂りながら安静を保ちます。

予防策としては、

①手洗い・うがい

ノロウイルスは細菌に比べると小さいため、手洗いは丁寧に行う必要があります。またノロウイルスはアルコール消毒は無効であるため注意が必要です。

②清浄

多数の人が触れるトイレ周辺・ドアノブ・電気などのスイッチを次亜塩素酸ナトリウム(0.02%)に浸したふきんで拭きます。

また、吐しゃ物などの処理については次亜塩素酸ナトリウム(0.1%)を染み込ませたふきんやペーパータオルで吐しゃ物などがあつた箇所を覆います。10分後に水拭きを行いましょう。

③食事

ノロウイルスを蓄えている可能性があるカキなどの二枚貝を食べる場合には、85℃以上の熱を1分以上加えることが有効です。湯通り程度では効果がないと言われています。

の3点が大事です。ノロウイルス感染に気を付け健康に冬を乗り切りましょう。

お問い合わせ ふれあい診療所 ☎087-892-2266

ぐるりのワンポイントアドバイス

義援金詐欺に注意!

台風などの災害後には、全国的に義援金詐欺の相談が寄せられています。「公的機関を名乗り、義援金を要求する電話があった」「スマートフォンに携帯電話会社名で『被災地への寄付金を集めている』とメールが届いた」など、その手口はさまざまです。不審な話は無視し、金銭を要求されても決して支払わないでください。公的機関が電話や戸別訪問で義援金を集めることはありません。

義援金などは、募っている団体の活動状況や用途をよく確認し、納得した上で送りましょう。

困ったときは一人で悩まずに香川県消費生活センター ☎087-833-0999、各県民センターまたは「消費者ホットライン188(局番なし)」へお電話ください。



幼児学園職員の募集(保育教諭)

町では、令和2年4月から勤務していただける直島幼児学園職員を次のとおり募集します。

- 募集期間** 12月16日(月)～1月15日(水)
(郵送の場合は、期間内必着とします。郵便事故等により不着の場合は責任を負いません。)
- 募集人員** 保育教諭 若干名
- 試験日** 第1次試験(筆記) 1月25日(土)
第2次試験(面接・実技) 1月25日(土)
- 試験会場** 町役場(直島町1122番地1)
- 受験資格**
①幼稚園教諭免許および保育士資格を有する者、または

令和2年3月31日までに免許・資格を所得する見込みの者。(指定する期日までに必要な資格を取得しなかった場合は、採用される資格を失います。)
②採用後は町内に居住可能な者。 ※応相談

申込方法
履歴書(市販品で可)に必要事項を記入のうえ、下記の担当まで郵送または持参すること。

お問い合わせ
〒761-3110 香川県香川郡直島町1122番地1
直島町教育委員会事務局人事担当
☎087-892-2882

女性の健康相談

一生を通じて大きく変化する女性の身体と心。それぞれの時期で、女性特有の悩みや健康トラブルがあるものです。「病院に行くほどではないけれど、ちょっと心配」そんな不安や相談に女性医師が応じます。

- 日時** 2020年1月17日(金)
14:00～16:00(個別面談:1人20～30分程度)
- 場所** 香川県大川合同庁舎2階相談室
(さぬき市津田町津田930-2)
- 対象者** 東讃地域(さぬき市・東かがわ市・三木町・直島町)にお住まいの女性
- 相談医師** 県立保健医療大学看護学科 教授
産婦人科医師・漢方専門医・思春期保健相談士
塩田 敦子 先生
- 申込方法** 電話にて申し込み(予約制)
- 申込先** 香川県東讃保健福祉事務所 保健対策課 母子保健担当
☎0879-29-8264

第6回香川県女子(U-12)サッカー大会兼、四国女子(U-12)8人制サッカー大会香川県予選

3位 西高松ガールズ



6年 橋本 心佑さん(直島 Jr. サッカークラブ)
(後列左から2番目)

「国の教育ローン」(日本政策金融公庫)のご案内

高校、大学等への入学時・在学中にかかる費用を対象とした公的な融資制度です。お子さま1人につき350万円以内を、固定金利(年1.66%(令和元年11月1日現在))で利用でき、在学期間内は利息のみのご返済とすることができます。詳しくは、「国の教育ローン」で検索していただくか、下記のコールセンターへお問い合わせください。

教育ローンコールセンター ☎0570-008656(ナビダイヤル) または ☎03-5321-8656

事業主の皆さんに、香川労働局からのお知らせです 労働保険の加入手続きはお済みですか？

労働保険(労災保険および雇用保険)は政府が管掌する保険制度であり、原則として労働者を一人でも雇用したら必ず加入し、労働保険料を納付しなければいけません。電子申請もご利用になれます。

詳しくは、香川労働局 総務部 労働保険徴収室
☎087-811-8917

または、最寄りの労働基準監督署、ハローワークへご相談ください。

香川県司法書士総合相談センター 定例相談会

場所 香川県司法書士会館(高松市西内町10番17号)

内容 一般相談(相続登記、不動産・商業登記など)
法テラス相談(法テラス要件に該当する場合)
成年後見相談

料金 30分無料(法テラス相談の受付優先)

予約 前日までに香川県司法書士会(☎087-821-5701)

相談日 12月14日(土) 13:00～16:00

令和元年台風19号災害義援金ご協力のお礼

11月2・3日に開催されました教育文化祭において、令和元年台風19号災害義援金の募金をお願いしましたところ、大勢の方の善意が集まりました。この義援金は日本赤十字社を通じて、被災にあわれた方々に届けます。

皆様のご協力、ありがとうございました。

日本赤十字直島町奉仕団 三田 和子

赤ちゃん誕生 (敬称略)

すこやかな成長をお祈りします

地区 誕生日
なまえ お父さん
お母さん

宮ノ浦 石田¹⁰・21 龍貴^{なつき}くん 優貴^{ゆうき}恵子

鷲ノ松 本梅¹¹・16 蒼大^{そうた}くん 夏克^{なつき}彦

結婚おめでとう (敬称略)

すえ永く お幸せに

地区 氏名 月日

積浦 水川¹¹・22 和明^{わみ}沙穂^{さほ}

おくやみ (敬称略)

つつしんでご冥福をお祈りします

地区 氏名 年齢

宮ノ浦 田中^{たなか}八重子^{やえこ}

宮ノ浦 三枝^{さえぎ} 榮^{さか}

積浦 西口^{せいこう} 厚子^{こうし}

本村 立石^{たちいし}美智代^{みちよ}

積浦 高橋^{たかはし}美知代^{みちよ}

本村 石田^{いしだ}久美子^{くみこ}

寄附のお礼

▼西岡一様より亡妻西岡紀子様の香典返しとして、直島町社会福祉協議会、積浦自治会、積浦老友会に対して金一封のご寄附がありました。

▼中谷淑子様より亡夫中谷完二様の香典返しとして、本村自治会、直島町、直島町立診療所、直島町社会福祉協議会、本村長寿会に対して金一封のご寄附がありました。

▼三枝昌子様より亡父三枝榮様の香典返しとして、直島町立診療所、宮ノ浦自治会、直島町社会福祉協議会に対して金一封のご寄附がありました。

▼西口義雄様より亡妻西口厚子様様の香典返しとして、積浦自治会、消防団第2分団、直島中学校、直島幼児学園、直島町立診療所に対して金一封のご寄附がありました。

東日本大震災義援金の受付状況

東日本大震災義援金に、多くの皆さんから温かいお気持ちをお寄せいただきありがとうございます。現在の義援金の受付状況をご報告いたします。

義援金は役場庁舎内の募金箱で受付していますので、皆さんのご協力をお願いいたします。お預かりした義援金は、日本赤十字社を通じて、被災地の方に届けられます。

令和元年11月19日現在
2,308,684円

チャレンジ! 広報クイズ

Q.冬に増えるノロウイルス感染の原因として特に多く報告されている食品は何でしょうか?

- ①カキを含む二枚貝 ②鶏卵 ③豚肉
(ヒントは、広報紙の中にあります)
11月号の答え ③ 応募総数3通

【応募締め切り】12月27日(金)

クイズの答え・住所(地区)・氏名・年齢・電話番号・広報紙の感想を書いて、下記まで応募してください。正解者の中から抽選で記念品を差し上げます。応募は、1世帯1通に限ります。

【送り先】

〒761-3110 直島町1122-1 直島町役場総務課「広報クイズ12月号」係
E-mailでの応募は、somu1@town.naoshima.lg.jp
※当選者の発表は、賞品の発送をもって代えさせていただきます。
※ご応募いただいた皆さんの個人情報は賞品発送のみに使用し、第三者に開示・提供することはありません。

★★ 募集しています ★★

皆さんの応募をお待ちしています。

わが家のスター

広報では、赤ちゃんや就学前のお子さんの写真をお待ちしています。掲載をご希望の方は、氏名(保護者・お子さん)・年齢・住所(地区)・電話番号・メッセージを添えて下記の宛先までご応募ください。※写真でもデータでもOKです。

「俳句・川柳」、「ミニギャラリー」のコーナー

テーマはそれぞれ自由ですので、住所(地区)・氏名・年齢・電話番号を記入し、お気軽にご応募ください。

送り先

〒761-3110 直島町1122-1
直島町役場総務課「広報おしま〇〇〇コーナー」
E-mailでの応募は、somu1@town.naoshima.lg.jp
締め切り: 12月19日(木)

※紙面の都合で、掲載できない場合はご容赦ください。

玉野市休日当番医 市外局番(0863)

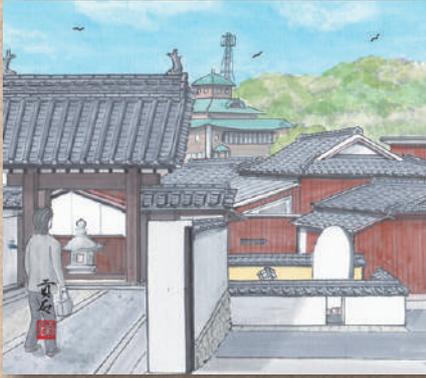
日	内科	外科	歯科
12月15	満木内科小児科 (用吉)71-0747	玉野市民病院 (宇野)31-2101	八浜駅前歯科医院 (八浜町大崎)51-3551
22	たなべ内科 (八浜町八浜)51-3600	みやもと整形外科 (東紅陽台)71-3030	中村歯科医院 (日比)81-8241
29	油原医院 (和田)81-8235	近藤医院 (東田井地)41-1061	半井歯科医院 (築港)21-2861
31	日赤玉野分院 (築港)31-5117	玉野三井病院 (玉)31-4187	橋本歯科医院 (奥玉)31-8148
1月1	田川医院 (和田)81-8345	宇野八丁目クリニック (宇野)33-8080	はしもと歯科医院 (長尾)33-0055
2	井上クリニック (宇野)32-0831	みやもと整形外科 (東紅陽台)71-3030	平山歯科医院 (長尾)71-2850
3	竹原内科医院 (迫間)71-0101	玉野市民病院 (宇野)31-2101	ふじわら(利)歯科医院 (八浜町大崎)51-2488
5	こやま医院 (八浜町見石)51-3333	玉野三井病院 (玉)31-4187	みしま歯科クリニック (玉原)31-5851

※診療時間は、内科・外科は9:00~17:00、歯科は9:00~12:00。
※休日当番医は都合により変更することがあります。

ふれあい診療所 外来診療担当医予定表(12月16日~1月17日)

月曜日	火曜日	水曜日	木曜日	金曜日
12/16	17	18	19	20
午前 午後 須藤・福岡 須藤	須藤	午前 午後 須藤・福岡 福岡	福岡	福岡
23	24	25	26	27
午前 午後 須藤・福岡 福岡	午前 午後 須藤・福岡 須藤	午前 午後 須藤・福岡 須藤	須藤	福岡
30	31	1/1	2	3
休診日	休診日	休診日	休診日	休診日
6	7	8	9	10
午前 午後 須藤・福岡 須藤	須藤	午前 午後 須藤・福岡 福岡	福岡	福岡
13	14	15	16	17
休診日	須藤	午前 午後 須藤・福岡 須藤	須藤	福岡

※診療担当医は、都合により変更することがあります。
※受付時間 8:30~11:30・14:00~16:30
※診療時間 9:00~12:00・14:30~16:30
※救急患者の場合は、診療時間外でも診療いたしますので下記に電話してください。
※(注意)訪問診療のため月曜日と水曜日の午後は医師1名体制としています。
※(お知らせ) 第4火曜日の午前中のみ泌尿器科専門外来を開設します。
ふれあい診療所 ☎087-892-2266



横防 岡崎 貢さんの作品
「極楽寺より」



本村 森下 和子さんの作品
「カトレア」

香川県社会福祉協議会会長表彰 小山 公望さん



民生・児童委員として社会福祉の増進に貢献された功績が認められ、小山公望さんが香川県社会福祉協議会会長表彰を受賞されました。おめでとうございます。

令和元年度 火災予防ポスター

火災のない明るい社会を築くため、防火意識の高揚に役立つポスター作品を募集したところ、直島小学校の児童の皆さんから多数の応募をいただきました。

そのなかでも特に優秀であった3名の作品が以下の賞を受賞しました。



県消防協会会長賞
前田 尚慶さん

県幼少年婦人防火委員会会長賞
眞木 梨希さん

県知事賞
前田 朋毅さん

全国民生委員児童委員連合会 会長表彰 中根 智恵子さん



長年の間、民生・児童委員として地域の福祉向上に貢献された功績が認められ、この度、全国民生委員児童委員連合会会長より中根智恵子さんが表彰を受けました。おめでとうございます。

秋の叙勲 瑞宝単光章(消防功労) 辰亥 昭善さん

令和元年秋の叙勲で、元直島町消防団分団長の辰亥昭善さんが、瑞宝単光章を受章されました。

辰亥さんは、昭和40年に消防団に入団して以来、長きにわたり消防業務に精励されました。

